

県民の皆様の一入ひとりのゆずり合いの **心** が制度の基本です!

滋賀県車いす使用者等用 駐車場利用証制度

障害者や高齢者など、移動に配慮が必要な人が使いやすい駐車場になるよう、車いすマーク等の駐車区画をご利用いただくための利用証を交付する制度です。

優先駐車区画の適正利用にご理解とご協力をお願いします。

車いす優先区画

自動車のドアを大きく開けて乗り降りできるよう、一般の駐車スペースより幅の広い(3.5m以上)スペース



イメージ



利用対象となる方

★車いすを常時使用
されている方



思いやり区画

移動の負担を少なくするため、施設の出入口付近に設置された通常幅(2.5m程度)の駐車スペース



イメージ



利用対象となる方

★障害者、要介護高齢者、妊産婦など
歩行が困難で移動に配慮が必要な方

★車いす優先区画は、可能な限り車いすを常時使用されている方へお譲りくださいますよう御協力をお願いします。

★本県で交付した利用証は、同様の制度を実施している他府県の対象区画でも利用できます。

対象の区画に駐車
する時は、利用証
を見えるところに
掲示して下さい。



お問い合わせ先 申請窓口

滋賀県 健康医療福祉部 健康福祉政策課
(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号)

TEL: 077-528-3512

FAX: 077-528-4850

滋賀 車いす

検索

